

平成24年度第一次補正予算に伴う東京都地域医療再生計画の策定について

地域医療再生臨特例交付金の拡充

(平成25年1月11日閣議決定)
「日本経済再生に向けた緊急経済対策」

災害時にも機能を維持することが必要な医療施設を防御するための施策等を講じることや住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護と連携した在宅医療の体制整備の支援や医学生に対する修学資金の貸与など地域の医師確保の推進に取り組む。

平成24年度補正予算において交付金を確保

○目的

地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時(平成22年度)以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うため、都道府県に設置された基金を拡充する。

○対象地域

47都道府県全域

○対象事業

平成25年度末までに事業を開始するもの

○規模

500億円

地域医療再生計画の策定について

都道府県が追加で作成する地域医療再生計画に基づき、必要な事業を実施

○計画の期間

平成25年度末まで
(ただし、平成25年度末までに開始する事業を計画に盛り込むことができる。)

○対象地域

東京都全域(三次医療圏)

○基金充当額

15億円以内で作成
(医師確保対策及び在宅医療の推進は5億円以内を想定。)

○計画の内容

次の内容を盛り込むことを検討する。

- ① 津波対策に必要となる医療機関の施設整備
- ② 医学部の地域枠定員の増員に伴い必要となる修学資金の貸与事業
- ③ 地域医療学等の寄附講座の設置による地域における医師確保対策
- ④ 介護と連携した在宅医療体制を整備する在宅医療推進事業
- ⑤ 在宅医療連携体制の先進事例を県内全域に普及するための伝達研修等の開催
- ⑥ 震災後の労務費等の建設コスト高騰への対応
- ⑦ 東日本大震災等これまでの地域医療再生計画の策定時からの状況の変化に伴い必要となる新たな取組 等

東京都地域医療再生計画（案）の概要～個別目標と具体的な施策～

1 在宅療養の取組

1 在宅療養者実態調査

【在宅療養者の実態把握】

多様化する在宅療養者の実態を詳細に把握するための調査を行い、在宅療養体制のさらなる充実に活用する。

2 在宅療養推進区市町村支援事業

【小児等の在宅療養支援体制の構築】

小児や若年層の患者が安心して療養生活を送ることができるよう、区市町村が地域の医療資源や福祉サービス等と連携して、在宅療養支援体制を構築する取組を支援する。

【在宅療養患者等の搬送体制の構築】

在宅療養中に患者の病態が変化した際にも、患者・家族の意思を尊重した地域の適切な医療機関に搬送するための体制を構築する取組を支援する。

【その他の在宅療養体制の構築】

超高齢社会にふさわしい在宅療養体制の強化に向け、東京都保健医療計画に掲げた様々な課題に対応する取組を支援する。

3 転退院支援事業

【入院医療機関における転退院支援体制の強化】

入院患者の円滑な在宅療養生活への移行が行えるよう、入院医療機関における退院支援の機能強化を図るとともに、患者の背景や容態等に合わせた適切な転院を推進する。

4 がん患者在宅移行支援事業

【がん患者の円滑な在宅移行支援体制の構築】

「がん患者在宅移行支援病院（仮称）」を試行的に創設し、初期治療を終えたがん患者が治療を継続しながら、退院に向けた準備を行えるよう支援する。

3 医師確保対策

東京都災害時医療救護活動・在宅医支援センター（仮称）整備事業 <再掲>

【在宅医の確保・育成】

在宅医療のノウハウ等についての研修を行い在宅医の養成・確保を図るとともに、多様化する在宅療養患者のニーズに応えるスキルについての研修を実施し、更なる専門性の向上を支援する。

2 災害医療

1 東京都災害時医療救護活動・在宅医支援センター（仮称）整備事業

【医療救護活動（受援を含む）の拠点整備】

東京都地域防災計画に基づき、東京都医師会が行う、東京都医療救護班の編成のほか、他県JMATの活動方針等の協議及び関係機関との連絡調整の拠点を整備する。

2 EMIS（広域災害救急医療情報システム）の整備

【情報連絡体制の強化】

EMISを、都内の全ての病院及び市町村、保健所が利用できるシステムへ再構築し、関係機関の情報連絡体制の強化を図る。

3 東京都医療施設自家発電設備整備事業

【診療所における医療機能継続】

停電に備え、救急告示を受けた診療所及び専門的医療（透析・産婦人科）を行う診療所に対して、自家発電設備の導入を支援する。

4 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備

【広域搬送体制の構築】

航空搬送拠点にSCUを整備し、患者搬送前に長時間の搬送に必要な処置を行い、患者の容態の安定化を図ることで、適切な広域搬送体制を構築する。

5 在宅療養推進区市町村支援事業 <再掲>

【在宅療養患者の災害時支援体制の確保】 【在宅療養患者等の搬送体制の構築】

医療的ケアが必要な要援護者についての情報共有や搬送支援体制など、在宅療養患者の災害時支援体制を確保するための区市町村の取組に対して支援を行う。

【災害時に医療救護活動を行う医師の育成】

災害時に、専門を問わずに全ての医師が医療救護所等において、適切な医療救護活動にあたることできるよう、診療所医師等を対象に、医療技術に関する研修を行う。